

佐賀県告示第三百九十一号

農林水産業施設災害復旧事業補助金交付要綱（昭和五十三年佐賀県告示第六百四十五号）の一部を次のように改正する。

平成二十二年十一月九日

佐賀県知事 古川 康

第八条第一項第二号ロ(1)(エ)を削り、同号ロ(2)(エ)を削り、同号ロ(4)中(エ)を削り、(オ)を(エ)とし、同号ロ(5)を次のように改める。

(5) 共同利用施設 施行箇所ごとの工事費が三十パーセントに相当する額を超える増減

別表の補助対象事業費の欄中「、機械器具費及び工事雑費」を「及び機械器具費」に、「瀬替、」を「瀬替」に改め、「並びに事務雑費」を削る。

附 則

この告示は、公布の日から施行し、この告示による改正後の農林水産業施設災害復旧事業補助金交付要綱の規定は、平成二十二年度分の補助金から適用する。